

| 領域                                        | 能力                          | 項 目                                                                                    | 着任時の姿 | 始発期 | 成長期 | 充実期 | 組織運営期 |
|-------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 担任力（右記三つの力を統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく力） | 児童生徒理解力<br>・教育相談力           | 1 児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。                                      | ○     |     |     |     |       |
|                                           |                             | 2 児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。                                     |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 3 一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。                                  |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 4 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。                                  |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 5 児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。                                  |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 6 キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。 |       |     |     | ○   |       |
|                                           |                             | 7 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。                              |       |     |     |     | ○     |
|                                           | 集団指導力<br>・学級経営力             | 8 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。                                          | ○     |     |     |     |       |
|                                           |                             | 9 児童生徒が互いのよさを認め合いながら、それぞれの可能性や活躍の場が引き出される温かい学級経営に取り組むことができる。                           |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 10 学校の教育活動全体の道德教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。                               |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 11 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。                               |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 12 学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。                                    |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 13 幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。                                     |       |     |     |     | ○     |
|                                           | 基礎的授業力<br>・カリキュラムマネジメント     | 14 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。                                                             | ○     |     |     |     |       |
|                                           |                             | 15 学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。                                   |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 16 教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。                                              |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 17 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習内容の習熟の程度などを踏まえた、学習者中心の指導を行うことができる。                  |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 18 学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。                        |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 19 学校の特色や教育課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。                                     |       |     |     | ○   |       |
|                                           | 指導の積極的改善                    | 20 学習評価の意義と方法について理解している。                                                               | ○     |     |     |     |       |
|                                           |                             | 21 児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究を行うことができる。                                                       |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 22 評価規準を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。                                       |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 23 授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。                                          |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 24 教科における自校の教育課題を分析・考察し、組織的に学力の定着・向上に取り組むことができる。                                       |       |     |     | ○   |       |
|                                           | 教師としての専門性の構築<br>・専門教科の指導力強化 | 25 専門書等を活用したり、校外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。                                  |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 26 探究型学習の趣旨を理解し、児童生徒が主体的・協働的に課題を解決していく力を育成することができる。                                    |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 27 郷土を理解し、郷土に誇りをもち、地域とつながる心を育む体験活動等を進めることができる。                                         |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 28 研究会や研修に積極的に参加し、自らの資質・能力を高めるとともに、校内に情報発信をすることができる。                                   |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 29 同僚に指導方法等の改善に向けた適切な助言を行うことができる。                                                      |       |     |     | ○   |       |
|                                           |                             | 30 英語教育や道德教育、人権教育、環境教育、国際理解教育など、今日的な教育の動向を把握し学校全体に広めることができる。                           |       |     |     |     | ○     |
|                                           | 特別支援教育力                     | 31 インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解している。                                   | ○     |     |     |     |       |
|                                           |                             | 32 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。                                                     |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 33 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。                                              |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 34 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。                                            |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 35 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。                                        |       |     |     | ○   |       |
|                                           |                             | 36 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。                                   |       |     |     |     | ○     |
|                                           | ICT活用力<br>・情報モラル            | 37 学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。                                        | ○     |     |     |     |       |
|                                           |                             | 38 ICT機器を、授業で柔軟に活用するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。 |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 39 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。                                      |       | ○   |     |     |       |
|                                           |                             | 40 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT活用を進めることができる。                                      |       |     | ○   |     |       |
|                                           |                             | 41 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。                                 |       |     |     | ○   |       |